固定資産税及び都市計画税の減免措置の継続に関する意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

こうした中、東京都が昭和63年度から実施している小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置、平成14年度から実施している小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置、及び平成17年度から実施している商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、多くの都民と小規模事業者が適用を受けており、定住の確保や、中小零細企業等の活性化に大きな成果を上げています。

東京都がこれらの減額措置や減免措置を廃止すると、小規模事業者の経営や 生活は更に厳しいものになり、ひいては日本経済の回復に大きな影響を及ぼす ことが懸念されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税 負担感に配慮し、下記の事項を平成24年度以後も継続するよう強く要望しま す。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を行うこと。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を行うこと。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 6 日

江戸川区議会議長 島 村 和 成

東京都知事 あて